

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成31年4月18日(2019.4.18)

【公開番号】特開2018-69824(P2018-69824A)

【公開日】平成30年5月10日(2018.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2018-017

【出願番号】特願2016-209207(P2016-209207)

【国際特許分類】

B 6 0 C 11/16 (2006.01)

【F I】

B 6 0 C 11/16 A

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月5日(2019.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

空気入りタイヤのピン穴に装着されるスタッドピンであって、

円柱状で、少なくとも軸心方向の一端部が、前記軸心と直交する直線に対して平行に延びるエッジ部と、前記軸心を中心とする円弧状部とで構成されているボディと、

前記ボディの前記軸心方向の他端部に設けられ、外周部に、前記エッジ部と平行に延びる直線部を備え、前記軸心に直交する横軸を挟んで縦軸方向に非対称に形成される台座部と、

を備え、

前記空気入りタイヤのタイヤ周方向に対して前記エッジ部及び前記直線部が直交するよう配置され、

前記台座部は、前記軸心に直交する縦軸方向の長さが、前記軸心と前記縦軸に直交する横軸方向の長さに比べて長いことを特徴とするスタッドピン。

【請求項2】

前記台座部は、平面視で、前記横軸によって分割される第1領域と第2領域とで構成され、

前記第1領域の外縁は、前記横軸方向の両側から前記縦軸に向かって傾斜する傾斜部を有することを特徴とする請求項1に記載のスタッドピン。

【請求項3】

前記第2領域の外縁は、前記横軸と平行な直線部を有することを特徴とする請求項2に記載のスタッドピン。

【請求項4】

前記ボディは、上端外縁部にテープ面を有することを特徴とする請求項1から3のいずれか1項に記載のスタッドピン。

【請求項5】

前記台座部は、平面視で、前記ボディから全周ではみ出すように形成されていることを特徴とする請求項1から4のいずれか1項に記載のスタッドピン。

【請求項6】

請求項1から5のいずれか1項に記載のスタッドピンと、

トレッド部に形成され、前記スタッドピンが装着されるピン穴と、

を備えていることを特徴とする空気入りタイヤ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、前記課題を解決するための手段として、
空気入りタイヤのピン穴に装着されるスタッドピンであって、
円柱状で、少なくとも軸心方向の一端部が、前記軸心と直交する直線に対して平行に延びるエッジ部と、前記軸心を中心とする円弧状部とで構成されているボディと、
前記ボディの前記軸心方向の他端部に設けられ、外周部に、前記エッジ部と平行に延びる直線部を備え、前記軸心に直交する横軸を挟んで縦軸方向に非対称に形成される台座部と、
を備え、

前記空気入りタイヤのタイヤ周方向に対して前記エッジ部及び前記直線部が直交するよう配置され、

前記台座部は、前記軸心に直交する縦軸方向の長さが、前記軸心と前記縦軸に直交する横軸方向の長さに比べて長いことを特徴とするスタッドピンを提供する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

この構成により、タイヤのピン穴に装着した状態では、円弧状部がピン穴の内面に密着して保持状態を安定させることができる。また、台座部の直線部が回転方向の位置ずれを効果的に防止することができる。エッジ部と直線部とがタイヤ周方向に直交するよう配置されている。したがって、エッジ部によるエッジ効果、特に走行開始時のトラクション性能又は制動時の制動性能を十分に発揮させることができる。また、縦軸方向に作用する力に対して十分な保持性を維持することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】